### 公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和5年4月20日

佐野市長 金 子 裕

#### 1 事業概要

- (1) 事業名 佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業
- (2) 業務内容

主な業務項目は下記の通りとする。

- ア 佐野市文化会館の設計・工事監理・改修工事業務
- イ 佐野市文化会館及び佐野市葛生あくとプラザの総括管理業務
- ウ 佐野市文化会館及び佐野市葛生あくとプラザの維持管理業務
- エ 佐野市文化会館及び佐野市葛生あくとプラザの運営管理業務
- (3) 履行期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

2 提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。 総額 7,043,970千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ①設計・工事監理・改修工事:5,717,074千円
- ②総括管理·維持管理·運営管理:1,326,896千円
- (2) 最低制限価格 無
- 3 提案参加資格
- (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。なお、応募者のうち、応募手続きを行う企業を「代表企業」とし、代表企業以外の企業を「構成企業」という。

ア 応募者は、次に掲げる企業で構成するものとし、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない

- a 設計企業
- b 建設企業
- c 工事監理企業
- d 維持管理企業
- e 運営企業

イ 応募者は、応募にあたり、代表企業及び構成企業を明らかにし、いずれの業務 を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施する ことや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支え ない。ただし、同一の企業が工事監理業務と改修工事業務を実施することはできないものとする。

- ウ 応募者の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。
- エ 応募者は、他の応募者の代表企業及び構成企業になることはできない。ただ し、一の応募者の構成企業である運営企業が、他の応募グループの構成企業とな ることについては、この限りではない。

## (2) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加表明書の受付期限日現在において、次の資格要件を満たすものとする。

## ア 共通事項

- a 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- b 募集要項等の公表日から優先交渉者選定・公表日までの間において、佐野市 競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- c 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- d 佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)第2条に定める暴力団、 暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこ と。
- e 国、栃木県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
- f 本事業に係るアドバイザリー業務を委託した八千代エンジニヤリング株式会社(同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社シアターワークショップ)と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- g 選定評価委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係 のある者でないこと。
- h 指定管理者の指定を受ける者は、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例(平成17年9月26日条例第237号)第2条の2に規定する

者に該当しない者であること。

- イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。
  - a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。又は、入札参加資格を有していない者であっても、提案資格確認申請時に令和5・6年度入札参加資格審査申請提出書類と同等の資料を提出し市の確認を得た者であること。
  - b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所 の登録を行っていること。
  - c 過去15年以内の700席以上のホール等施設の設計実績(新築または改修)及 び同等面積以上の公共施設の改修設計実績があること。
- ウ 工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。
  - a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。又は、入札参加資格を有していない者であっても、提案資格確認申請時に令和5・6年度入札参加資格審査申請提出書類と同等の資料を提出し市の確認を得た者であること。
  - b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所 の登録を行っていること。
  - c 過去15年以内の同等面積以上の公共施設の改修工事監理実績があること。
- エ 改修工事業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。
  - a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。又は、入札参加資格を有していない者であっても、提案資格確認申請時に令和5・6年度入札参加資格審査申請提出書類と同等の資料を提出し市の確認を得た者であること。
  - b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の 許可を受けていること。
  - c 過去15年以内700席以上のホール等の施工実績(新築または改修)及び同等 面積以上の公共施設の改修実績があること。なお、改修工事業務を複数企業 で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。
- オ 維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。
  - a 維持管理業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。
  - b 提案内容と同等面積以上の公共施設の維持管理業務実績があること。
- カ 運営業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。
  - a 運営業務を行うにあたって必要な資格・専門性を有すること。

b 提案内容と同等面積以上のホール施設の運営業務実績があること。

#### 4 契約の形態

本事業は、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者決定後速やかに、優先交渉権者と基本契約、設計施工一括契約及び指定管理者基本協定及び修繕・更新に関する覚書の締結に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結する。

本事業について特定事業者に本事業に係る業務を一括で発注するために、本事業に係る基本契約を仮契約として締結する。

基本契約に基づき、特定事業者のうち、佐野市文化会館の設計業務を担当する者、工事監理業務を担当する者及び改修工事業務を担当する者で構成される共同企業体と、本事業に係る設計施工一括契約を仮契約として締結する。

なお、設計施工一括契約及び指定管理者の指定については、佐野市議会の議決を得ることを想定しており、当該議決を条件に基本契約の仮契約及び設計施工一契約の仮契約を本契約とし、効力を発生させる。また、議会の議決後、基本契約に基づき、特定事業者のうち、佐野市文化会館及び佐野市葛生あくとプラザの維持管理業務を担当する者並びに運営業務を担当する者で構成される共同企業体と指定管理者基本協定及び修繕・更新に関する覚書を締結する。

## 5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業評価
- (2) 設計・工事監理・改修工事計画の内容
- (3)総括管理業務・維持管理業務・運営業務の考え方
- (4) 総括管理業務・維持管理業務・運営業務の実施体制
- (5) 地域経済への配慮・貢献
- (6) その他の提案

#### 6 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期(令和5年度)
実施手続き開始の公告、募集要項等の交付	4月20日(木)
質問受付締切(1回目)	5月26日(金)
質問回答(1回目)	6月13日(火)
参加表明書の提出期限	6月27日(火)
質問受付締切(2回目)	7月18日(火)
質問回答(2回目)	8月4日(金)
提案書提出期限	9月4日(月)
プレゼンテーション	10月3日(火)
特定・非特定通知書の通知	10月上旬
基本協定締結	10月下旬

基本契約、設計施工一括契約(仮契約)締結	10月下旬~11月上旬
指定管理者基本協定、修繕・更新に関する覚書締結	令和6年1月

#### 7 手続き等

## (1) 配布資料等の交付方法

ア 交付方法 応募者は、募集要項等を佐野市のホームページからダウンロード すること。

イ 交付期限 令和5年4月20日(木)から6月27日(火)

# (2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和5年6月27日(火)午後5時必着
- イ 提出場所 7 (5) に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。
- (3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和5年9月4日(月)午後5時必着
- イ 提出場所 7 (5) に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。
- (4) プレゼンテーション
- ア 日 程 令和5年10月3日(火)
- イ 場 所 別途応募者へ通知

#### (5) 担当事務局

〒327-8501 佐野市高砂町 1 番地

佐野市産業文化スポーツ部文化推進課文化推進係

電話 0283-20-3044 FAX 0283-20-3029

E-mail bunkasuishin@city.sano.lg.jp